3　引当外賞与見積額
9,691,425円
4　担保提供資産
担保に供している資産

定期預金	1,000,000,000円
計	1,000,000,000円

上記に対応する債務

一年内返済予定長期借入金	1,129,800,000円
長期借入金	3,169,300,000円
計	4,299,100,000円

Ⅳ　キャッシュ・フロー計算書関係
資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	1,916,399,942円
定期預金	△1,000,000,000円
資金	916,399,942円

Ⅴ　金融商品関係
1　金融商品の状況に関する事項
⑴　金融商品に対する取組方針
当法人は、一般業務勘定においては、資金運用について普通預金に限定し、業務を実施するため、金融機関からの借入による資金の調達はしておりません。
また、貸付業務勘定においては、貸付を実施するため、金融機関からの借入により資金調達を行っております。
⑵　金融商品の内容及びそのリスク
当法人が保有する金融資産は、主として国内の法人ないし個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
借入金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。
⑶　金融商品に係るリスク管理体制
①　信用リスクの管理
当法人は、当法人の債権管理及び信用リスクに関する各種要領等に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。
②　金利リスクの管理
予め業務方法書上で国から認可を受けた利率を適用しております。
③　資金調達に係る流動性リスクの管理
当法人は、主務大臣から認可を受けた資金計画に従って、資金調達を行っております。
2　金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	1,916,399,942	1,916,399,942	—
⑵　貸付金	4,799,486,926		
貸倒引当金	△7,211,022		
	4,792,275,904	4,717,905,014	△74,370,890
⑶　未収金	73,260,266	73,260,266	—
⑷　破産更生債権等	98,271,715		
貸倒引当金	△70,811,093		
	27,460,622	27,460,622	—
⑸　未払金	(356,225,883)	(356,225,883)	—
⑹　長期借入金	(4,299,100,000)	(4,327,604,351)	△28,504,351

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。
（注1）　金融商品の時価の算定方法に関する事項
⑴　現金及び預金、⑶　未収金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑵　貸付金
貸付金の種類及び貸付形態の区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
⑷　破産更生債権等
破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
⑸　未払金
未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑹　長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
Ⅵ　資産除去債務関係
⑴　資産除去債務の概要
北方領土啓発施設「北方館」に係るアスベストの除去（石綿障害予防規則等）
⑵　資産除去債務の算定方法
支出発生までの見込期間は、27年としております。また、適用した割引率は、国債利回りを参考に2.2564％で算出しております。
⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,069,601円
時の経過による調整額	91,826円
期末残高	4,161,427円

⑷　資産除去債務の見積変更時の概要及び影響額
該当なし